

1 全体像	2・3 平等権	4・5 自由権	6・7 社会権	8～10 守る権利・公共の福祉・義務	11～13 これからの人権	14 まとめ
-------	---------	---------	---------	--------------------	---------------	--------

このページのゴール この単元で学ぶ人権の種類と、人権の制限・国民の義務を、ざっと言える

新しい人権

平等権 自由権 社会権

人権を守るための権利
参政権・請求権

土台
個人の尊重・法の下での平等

世界で人権を守るしくみとは？

この単元の解説記事（図と例題つき）：[かてきょノート \(katekyo-note.com\)](https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e4%ba%ba%e6%a8%a9%e6%80%9d%e6%83%b3%e3%81%ae%e7%99%ba/)
[https://katekyo-](https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e4%ba%ba%e6%a8%a9%e6%80%9d%e6%83%b3%e3%81%ae%e7%99%ba/)

2 平等に生きるために、憲法は何を定めている？ 今も残る差別は？

このページのゴール 法の下での平等（第14条）と、今も残る差別・なくすための取り組みを言える

① 平等権と第14条

前半で学んだ個人の尊重（第13条）を守るには、まず、だれもが同じようにあつかわれることが土台です。そこで憲法は、**平等権**を定めています。話し言葉に言いかえると、「人種、考え方や信じる宗教、性別、生まれた身分や家がらを理由に、政治・経済・社会のどんな場面でも、差別されない」ということです。

第14条：「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

信条（しんじょう）＝考え方や信じる宗教、門地（もんち）＝家がら。「あつて」は条文どおりの表記です。

第24条は家族の中の平等を定め、結婚は**両性の合意**にもとづいて成立するとしています。

② 今も残る差別と、なくすための取り組み

差別	どんな差別か	なくすための取り組み
部落差別 （同和問題）	江戸時代の身分制度の影響で、特定の地域の出身者が、結婚や就職などで差別されてきた	2016年に、部落差別の解消を進める法律がつくられた
アイヌ民族 への差別	北海道などに古くから住む 先住民族 。明治時代の同化政策で、文化や言葉が失われかけた	1997年にアイヌ文化振興法、2019年に先住民族と法律で定めた
在日韓国・朝鮮人 への差別	日本が朝鮮半島を植民地として支配していた時代に移り住んだ人々とその子孫。就職などでの差別や、特定の民族への差別的な言動（ ヘイトスピーチ ）	2016年に、ヘイトスピーチをなくすための法律がつくられた

③ 差別をなくすために

- ① 今も、さまざまな差別が残っている
- ② 国や地方公共団体が取り組みを進め、法律をつくる
- ③ 一人一人が、ちがいを知り、相手を個人として尊重する

注意 × アイヌ民族は、法律で先住民族と定められていない → ○ 2019年に法律で定めた



国立アイヌ民族博物館
（北海道白老町）



アイヌの伝統的な家
（復元）

写真：Higa4（CC0）、Hno3（パブリックドメイン）。Wikimedia Commonsより、白黒にして切り取った

合言葉 「差別は、法の下での平等（第14条）に反する」

→ まとめ：だれもが平等にあつかわれることが、人権の土台

3 女性や障がいのある人も、ともに生きる社会をつくるには？

このページのゴール 男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法のちがいが、障害者差別解消法、バリアフリーとユニバーサルデザインのちがいが、インクルージョンと共生社会を言える

① 男女の平等と障がいのある人への差別

くらしの中に残る男女の差をなくすため、国は次の2つの法律をつくりました。

法律	できた年	どの場で、何をめざすか
男女雇用機会均等法	1985年	働く場で、雇う・昇進させるなど、男女の差別を禁止する
男女共同参画社会基本法	1999年	社会のあらゆる分野（家庭・地域・政治など）で、男女が対等に参加し、責任を分かち合う社会をめざす

障がいのある人については、2013年に障害者差別解消法がつくられました。障がいを理由にした差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

② とともに生きる社会

共生社会＝ちがいを認め合い、だれもが社会の一員として尊重されて、ともに生きる社会
インクルージョン＝障がいの有無などにかかわらず、だれもが社会の一員としてともに参加し、支え合うこと

③ バリアフリーとユニバーサルデザインのくらべ

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
いつ考える	今あるさまたげ（バリア）を、あとから取りのぞく	はじめから、だれもが使いやすいように考える
だれのため	おもに障がいのある人や高齢者	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人
例	点字ブロック・段差をなくすスロープ	シャンプーの容器のきざみ・大きく見やすい表示・言葉や年れいがちがってでもだれでも分かる絵文字（ピクトグラム）の案内



点字ブロック 段差をなくすスロープ
(バリアフリー)



(バリアフリー)



多機能トイレの案内
(ユニバーサルデザイン)

写真：Hirho (CC BY-SA 4.0)、Filler (CC BY-SA 3.0)、Sycod (CC0)。
Wikimedia Commons より、白黒にして切り取った

注意 ×ユニバーサルデザインは、今あるさまたげを、あとから取りのぞくこと → ○それはバリアフリー。ユニバーサルデザインは、はじめから考えたデザイン

合言葉 「バリアフリーは取りのぞく、ユニバーサルデザインははじめから」

→ まとめ：ちがいを認め合い、ともに生きることが、平等権のめざす姿

4 自由権とは？ 心の中や考えを表す自由は、どう守られている？

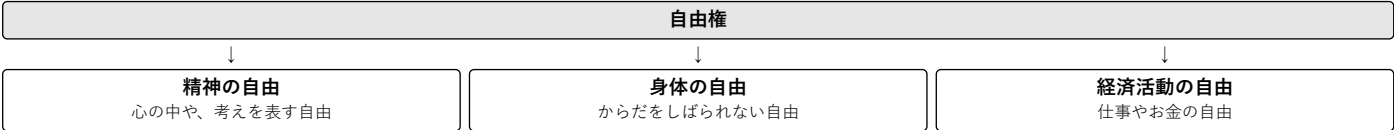
このページのゴール 自由権が「国から不当にしばられない権利（国家からの自由）」であることと3つの柱を言える。精神の自由の中身を、話し言葉と条文の言葉で言える

① 自由権とは

大日本帝国憲法では、自由は「法律の範囲内」でしか認められず、思想や言論が取りしまられました（前半のくらべる表）。自由権は、18世紀に国王の支配や身分制度に反対する人々が唱えた権利で、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言で保障されました。

自由権＝国から不当にしばられない権利（国家からの自由）

一人一人がちがう考えや生き方をもつことを認めるのが、個人の尊重です。国が人の心・からだ・仕事やお金を不当にしばると、個人として尊重されなくなります。そこで自由権は、次の3つの柱で守られています。



② 精神の自由

条文の言葉	話し言葉で言うと	条
<u>思想・良心の自由</u>	心の中で何を思っても自由。思っていることを無理に言わされない	第19条
<u>信教の自由</u>	どの宗教を信じて、信じなくても自由	第20条
<u>集会・結社・表現の自由</u>	集まる、団体をつくる、考えを話したり書いたりして発表するのも自由	第21条
<u>学問の自由</u>	自由に研究し、その結果を発表できる	第23条

政教分離＝国は特定の宗教を支えたり、宗教的な活動をしったりしない（第20条）
検閲（けんえつ）の禁止＝国が、発表の前に中身を調べて禁じることは許されない（第21条）

注意 × 学問の自由は、勉強しなくてよい自由 → ○ 研究したり、その結果を発表したりすることを、国から不当にさまたげられない自由

合言葉 「自由権は、国からの自由」

→ まとめ：国が、人の心や考えを不当にしばらない

1 全体像	2・3 平等権	4・5 自由権	6・7 社会権	8～10 守る権利・公共の福祉・義務	11～13 これからの人権	14 まとめ
-------	---------	---------	---------	--------------------	---------------	--------

5 からだの自由と、仕事やお金の自由は、どう守られている？

このページのゴール 身体の自由と経済活動の自由の中身を、話し言葉と条文の言葉で言える。場面を3つの柱に分けられる

① 身体の自由

昔は、理由も示されずにとらえられたり、拷問（ごうもん）で無理に自白させられたりすることがありました。そこで憲法は、罪を疑われた人も守られるように、細かく決めています。

条文の言葉	条
奴隷的拘束・苦役（くえき）からの自由	第18条
法律の定める手続きによらなければ、刑罰を科されない	第31条
現行犯以外は、 令状 （れいじょう）が無ければ逮捕されない	第33条
拷問や残虐な刑罰の禁止	第36条
自白を強要されない・自分に不利なことは言わなくてよい	第38条

疑われた人も守られる流れ

- ① 現行犯でなければ、裁判官の出す令状が無いと逮捕されない（第33条）
- ② 拷問は禁止（第36条）
- ③ 自分に不利なことは言わなくてよい（第38条）
- ④ 法律の定める手続きによらなければ、刑罰を科されない（第31条）

話し言葉に言いかえると、第18条は「無理やり働かされたり、閉じこめられたりしない」、第36条は「痛めつけて取り調べたり、むごい刑罰を科したりしない」ということです。

② 経済活動の自由

条文の言葉	話し言葉で言うと	条
<u>居住・移転・職業選択の自由</u>	住む場所や仕事を、自分で選べる	第22条
<u>財産権</u>	自分の財産を持ち、使うことができる	第29条

③ どの柱に入る？

場面	どの柱	わけ
どの宗教を信じるかを、自分で決める	精神の自由	心の中の自由（第20条）
取り調べで、拷問を受けない	身体の自由	からだの自由（第36条）
住む町を、自分で選んで引っ越す	経済活動の自由	居住・移転の自由（第22条）

注意 × 職業選択の自由があるので、だれでも国の資格なしで医師として治療できる → ○ 医師は国の資格が必要（公共の福祉による制限。9ページ）

合言葉 「心・からだ・仕事とお金の3本柱」

→ まとめ：国が、人のからだや仕事・お金も不当にしばらない

6 社会権とは？人間らしい生活は、どう保障されている？

このページのゴール 社会権が「人間らしい生活を国に保障してもらう権利」であることと、認められた背景、生存権（第25条）と教育を受ける権利を言える

① 社会権が生まれた背景

- ① 19世紀に産業が発展し、自由な経済活動のもとで貧富の差が広がる
- ② 労働者が長い時間・安い賃金で働かされるなど、労働問題が深刻になる
- ③ 自由権だけでは、人間らしい生活を送れない人が増える
- ④ 20世紀に、**ワイマール憲法**（1919年）が社会権を取り入れた（前半で学んだ）

社会権＝人間らしい生活を国に保障してもらう権利（国家による保障）



② 生存権と教育を受ける権利

生存権は、人間らしい生活の土台になる権利です。条文は次のとおりです。

生存権（第25条）：「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生活に困っている人に**生活保護**を行うなど、国が社会保障の制度を整えています。**教育を受ける権利**（第26条）によって、義務教育は無償です。勤労の権利と労働基本権は、7ページで学びます。

③ 自由権と社会権のくらべ

	自由権	社会権
国との関係	国家からの自由（国にじゃまされない）	国家による保障（国に求める）
認められた時代	18世紀（アメリカ独立宣言・フランス人権宣言）	20世紀（ワイマール憲法）
例	精神・身体・経済活動の自由	生存権・教育を受ける権利・勤労の権利・労働基本権

注意 × 生存権は、ぜいたくな生活を国に保障してもらう権利 → ○ 健康で文化的な最低限度の生活を保障してもらう権利

合言葉 「自由権は国から自由、社会権は国が保障」

→ まとめ：国が、人間らしい生活を保障する

7 働く人の権利は、どう守られている？

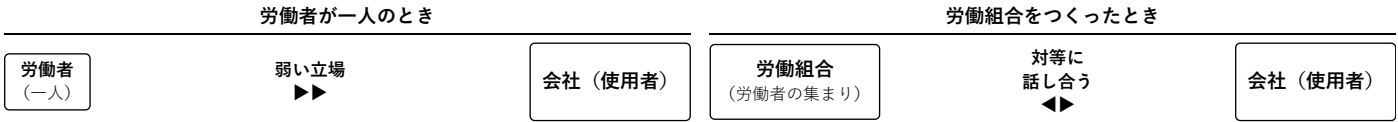
このページのゴール 勤労の権利（第27条）と労働基本権（労働三権）の中身と、なぜ労働三権が要るのかを言える

① 勤労の権利

勤労の権利（第27条）は、働く意思と能力のある人が、働く機会を求める権利です。働けば収入が得られ、人間らしい生活を支えられます。

② なぜ労働三権が要る？

一人一人の労働者は、会社（使用者）に対して弱い立場にあり、働く条件が不利になることがあります。そこで、労働者が団結して労働組合をつくり、会社と対等の立場で話し合えるようにしたのが労働基本権です。



労働基本権（第28条）＝労働者が使用者と対等の立場で話し合えるようにする3つの権利（労働三権）

権利	中身
<u>団結権</u>	労働者が団結して、労働組合をつくる権利
<u>団体交渉権</u>	労働組合が会社と、働く条件を話し合う権利
<u>団体行動権</u> （争議権）	要求を通すために、ストライキなどをする権利

③ 公務員とストライキ

公務員は、団体行動権のうちストライキが禁止されています。公務員の仕事は人々の暮らしへの影響が大きいためです。このように、労働基本権にも公共の福祉による制限があります（9ページ）。

注意 × 労働三権は、生存権・団体交渉権・団体行動権 → ○ 団結権・団体交渉権・団体行動権（生存権は第25条）

合言葉 「団結・交渉・行動の労働三権」

→ まとめ：弱い立場の労働者も、団結して対等に話し合える

1 全体像	2・3 平等権	4・5 自由権	6・7 社会権	8～10 守る権利・公共の福祉・義務	11～13 これからの人権	14 まとめ
-------	---------	---------	---------	--------------------	---------------	--------

8 人権を確実に守るために、どんな権利がある？

このページのゴール 参政権（選挙権・被選挙権・国民審査・国民投票）と請求権（裁判を受ける権利・国家賠償請求権・刑事補償請求権）と請願権を、使う場面と組み合わせて言える

① なぜ、人権を守るための権利が要る？

権利が憲法に書かれていても、政治に参加できなかったり、人権が侵害（しんがい）されたときに取りもどせなかったりすると、人権は守られません。そこで憲法は、人権を守るための権利を定めています。

参政権＝政治に参加する権利
請求権＝人権が侵害されたときに、国に救済を求める権利

② 参政権

権利	中身
選挙権	選挙で投票する権利。18歳以上（2016年から）
被選挙権	選挙に立候補する権利。年齢は、下の図のとおり
国民審査	最高裁判所の裁判官がふさわしいかを、国民が審査する
国民投票	憲法改正のとき、国民が賛成か反対かを投票する（前半で学んだ）

年齢でみる参政権

18歳以上 選挙権（投票できる）	25歳以上 被選挙権 衆議院議員・市町村長・地方議会議員	30歳以上 被選挙権 参議院議員・都道府県知事
----------------------------	---	--------------------------------------

③ 請求権

こんな場面では	使う権利
争いを、裁判所で公正に解決してもらいたい	裁判を受ける権利 （第32条）
公務員の不法な行為で、損害を受けた	国家賠償請求権 （第17条） 国や地方公共団体に賠償（ばいしょう）を求める
無実の罪でとらえられ、裁判で無罪になった	刑事補償請求権 （第40条） 国に補償を求める

このほかに、国や地方公共団体に要望を伝える**請願権**（せいがんけん。第16条）もあります。

注意 × 刑事補償請求権は、公務員の不法な行為で損害を受けたときに使う → ○ それは国家賠償請求権。刑事補償請求権は、無罪になったときに使う

合言葉 「参政権で参加、請求権で取りもどす」

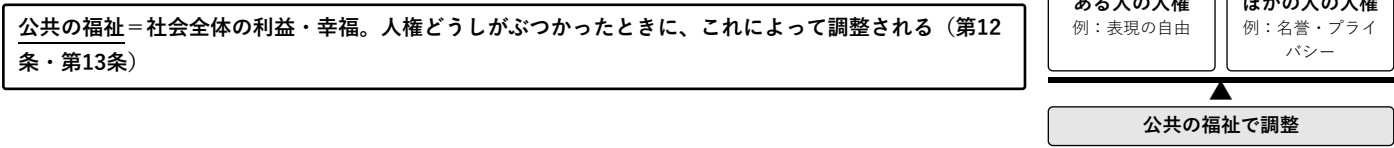
→ まとめ：権利を、政治への参加と救済で、確実に守る

9 人権どうしがぶつかったら、どうする？

このページのゴール 公共の福祉の意味と、公共の福祉で人権が制限される例を言える。経済活動の自由が制限を受けやすいわけを言える

① 人権どうしがぶつかる場面

ある人が、自由に書いて発表する（表現の自由）としましょう。その内容が、ほかの人の名誉や、プライバシー（私生活や個人の情報をみだりに公開されない権利。12ページ）を傷つけたら、どうなるでしょうか。このように、人権は、ほかの人の人権とぶつかることがあります。



第12条は、自由や権利は、自分勝手に使ってはいけなと定めています。

② 制限される例

権利	制限される例
表現の自由	他人の名誉やプライバシーを傷つける表現は、許されない
職業選択の自由	医師・弁護士などは、国の資格が無いと、その仕事ができない
財産権	道路や空港などをつくるため、正当な補償のもとで土地を提供してもらうことがある
労働基本権	公務員は、ストライキが禁止されている（7ページ）

③ なぜ、経済活動の自由は制限されやすい？

仕事やお金の活動は、ほかの人の生活・安全・財産とぶつかりやすいからです。たとえば、医師が国の資格なしで治療をすると、人の命と健康が危なくなります。経済活動の自由は、ほかの自由よりも、公共の福祉による制限を受けやすいといわれます。

注意 × 公共の福祉は、国が都合のよいときに、人権を自由に制限するためのもの → ○ 人権どうしがぶつかったときに、調整するためのもの

合言葉 「ぶつかったら、公共の福祉で調整」

→ まとめ：人権は、ぶつかるときは調整され、制限されることがある

10 国民の義務とは？ 憲法は、人権をどんなしくみで守っている？

このページのゴール 国民の三大義務と、権利と義務がセットのものを言える。2～9ページの権利を、1つの図にまとめて説明できる

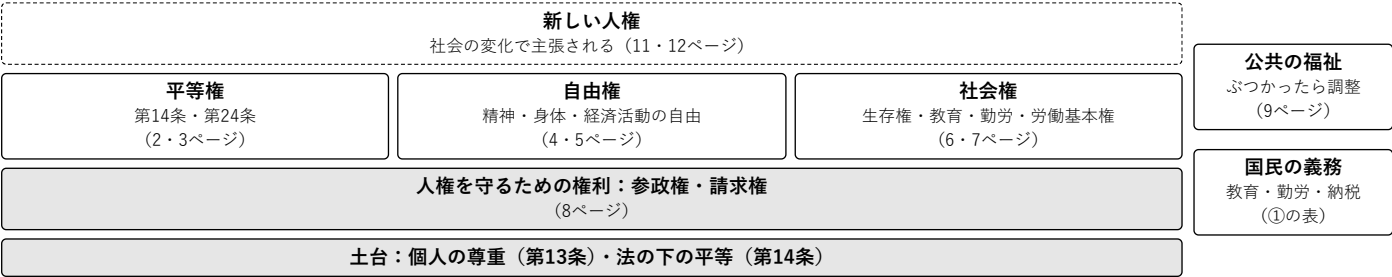
① 国民の三大義務

義務	条	セットの権利
子どもに普通教育を受けさせる義務	第26条	教育を受ける権利
勤労の義務	第27条	勤労の権利
納税の義務	第30条	なし（税金で、国や地方公共団体の仕事の費用を分かち合う）

勤労の義務は、「働ける人は働こう」という意味で、だれでも無理に働かせるものではありません。

② 人権の全体図（2節のまとめ）

2節のテーマは、「憲法では人権がどのように保障されているか」でした。ここまでの権利を、1つの図にまとめます。



図の読み方：土台の上に、平等権・自由権・社会権の3本の柱が立ち、参政権と請求権がその権利を支えています。人権どうしがぶつかったときは公共の福祉で調整され、国民は三大義務を果たします。新しい人権は、社会の変化とともに加わります。

注意 × 三大義務の1つは、子どもが教育を受ける義務 → ○ 子どもに普通教育を受けさせる義務（教育を受けるのは、子どもの権利）

合言葉 「教育・勤労・納税の三大義務」

→ まとめ：個人の尊重を土台に、権利が守られ、国民は義務を果たす

11 社会が変わると、なぜ新しい人権が生まれる？ 環境権と自己決定権とは？

このページのゴール 新しい人権が認められてきたわけと、環境権（環境アセスメント）・自己決定権（インフォームド・コンセント）の中身を言える

① 新しい人権とは

日本国憲法ができたころには想像されていなかった問題が、社会の変化とともに増えてきました。

新しい人権＝憲法にはっきり書かれていないが、社会の変化とともに主張されるようになった権利。第13条の幸福追求権（幸せを追い求める権利）などがよりどころ

新しい人権が生まれるしくみ

- ① 社会が変わる（産業の発展・医療の進歩・情報化）
- ② それまでに無かった問題が生まれる（公害・日当たり・治療の選び方・個人の情報が広まる・国の情報が分からない）
- ③ 第13条（個人の尊重・幸福追求権）などをよりどころに、新しい人権が主張される
- ④ 法律や制度がつくられる（環境アセスメント・情報公開制度・個人情報保護法など）

② 環境権と自己決定権

権利	どんな権利か	生まれたわけ	関係する制度や言葉
<u>環境権</u>	よい環境で生活する権利	産業の発展で公害が、高い建物が増えて日当たりの問題が生まれた	日当たりを確保する権利（日照権）、 <u>環境アセスメント</u> （環境影響評価）
<u>自己決定権</u>	自分の生き方や生活を、自分で決める権利	医療の進歩で、治療の選び方が問題になった	<u>インフォームド・コンセント</u> 、臓器を提供するかどうかの意思を示すカード

③ 制度のしくみ

環境アセスメント

- ① 大きな開発をしようとする
- ② 開発の前に、環境への影響を調べる

インフォームド・コンセント

- ① 医師が、病気や治療の方法を、十分に説明する
- ② 患者が理解したうえで、同意する
- ③ 同意した治療を受ける

注意 ×新しい人権は、日本国憲法の条文にはっきり書かれている → ○はっきり書かれていない。第13条などをよりどころに主張される

合言葉 「新しい人権のよりどころは第13条」

→ まとめ：社会が変わると、新しい人権が主張される

12 情報化が進むと、どんな権利が大切になる？

このページのゴール 知る権利（情報公開制度）とプライバシーの権利（個人情報保護法）の中身と、2つの向きのちがいを言える。インターネットで気をつけることを言える

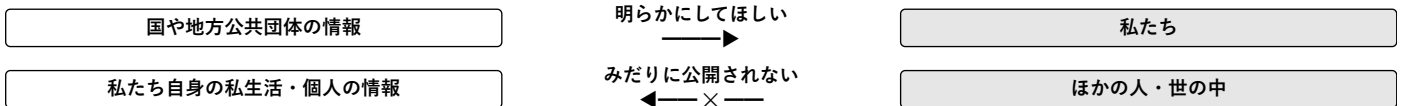
① 情報化と2つの権利

「友だちの写真を、勝手にSNSにのせてもよいでしょうか。」インターネットが広がり、情報が一瞬で広まる時代になりました。そこで、次の2つの権利が大切になりました。

知る権利＝国や地方公共団体が持つ情報を知る権利

プライバシーの権利＝私生活や個人の情報を、みだりに公開されない権利

② 2つの権利の向き



向きが反対なので、2つの権利はぶつかることがあります。

③ くらべる表

	知る権利	プライバシーの権利
守るもの	国や地方公共団体の情報	自分の私生活や個人の情報
制度	<u>情報公開制度</u> （国の情報公開法など）	<u>個人情報保護法</u> （個人情報をあつかう会社などに、正しい管理を求める）
例	国の予算がどう使われたかを知る	自分の名前や住所が、勝手に名簿にのせられて広まらない

④ インターネットで気をつけること

- 一度のせた写真や情報は、消せなくなることがある
- 他人の写真や個人の情報を、勝手にのせない

はじめの問いの答えは、「勝手にのせてはいけない」です。その人のプライバシーの権利を傷つけるおそれがあります。

注意 ×知る権利は、他人の私生活を何でも知ることができる権利 → ○国や地方公共団体が持つ情報を知る権利

合言葉 「知る権利は国の情報、プライバシーは自分の情報」

→ まとめ：情報化の時代にあわせて、新しい人権が主張される

13 世界では、人権をどのように守っている？

このページのゴール 世界人権宣言と国際人権規約のちがいを、人権を守る主な条約と、NGO の動きを言える

① 宣言と規約

人権の問題は、一つの国の中だけでは解決できないことがあります。前半で学んだ1948年の世界人権宣言（国際連合）をきっかけに、世界で人権を守る取り組みが進みました。

	世界人権宣言	国際人権規約
年	1948年	1966年
何か	人権の目標を示す 宣言	条約
守る義務	無い	結んだ国には、ある

国が条約を正式に認めて結ぶことを、批准（ひじゅん）するといいます。

② 人権を守る主な条約

条約	中身
1979年 <u>女子差別撤廃条約</u>	女性への差別をなくす。日本はこれを結ぶために、1985年に男女雇用機会均等法をつくった
1989年 <u>子ども（児童）の権利条約</u>	生きる・育つ・守られる・参加する権利

ほかにも、人種差別撤廃条約、障害者権利条約があります。



国際連合の本部
（アメリカ・ニューヨーク）
写真：Jakub Hafun（CC BY 4.0）。Wikimedia Commons
より、白黒にして切り取った

③ NGO（非政府組織）

NGO（非政府組織） = 人権を守るために、国をこえて活動する民間の団体

注意 × 世界人権宣言には、国が守る義務がある → ○ 宣言なので義務は無い。義務があるのは、条約の国際人権規約

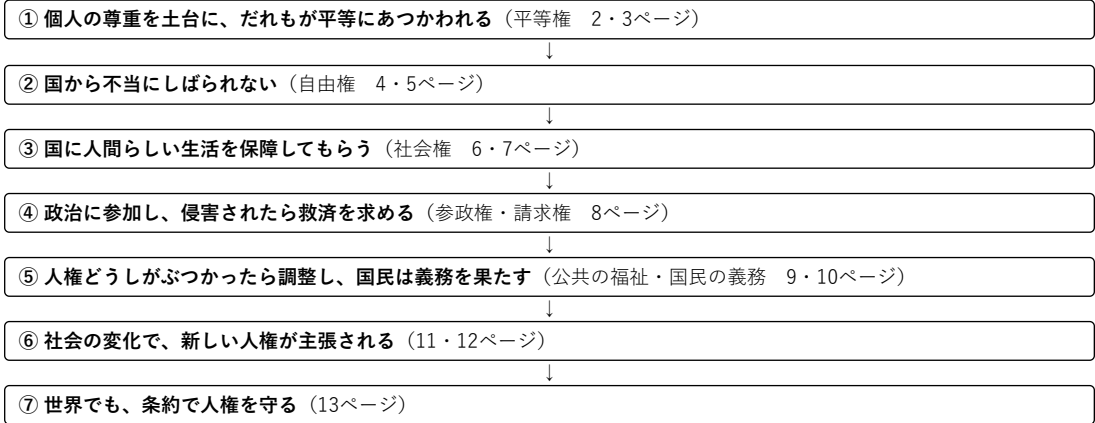
合言葉 「宣言は目標、規約は約束」

→ まとめ：世界でも、条約で人権が守られている

14 日本国憲法は、私たちの人権をどのように守っている？

このページのゴール 2～13ページを、ステップチャートで順につないで、1ページの問いに答えられる

① ステップチャート



人権の土台
個人の尊重（第13条）と法の下
の平等（第14条）

自由権と社会権
自由権は国家からの自由、社
会権は国家による保障

② 年表

年	できごと	年	できごと
1946年	日本国憲法の公布	1989年	子ども（児童）の権利条約
1948年	世界人権宣言	1997年	アイヌ文化振興法
1966年	国際人権規約	1999年	男女共同参画社会基本法
1979年	女子差別撤廃条約	2013年	障害者差別解消法
1985年	男女雇用機会均等法	2016年	部落差別の解消を進める法律・ヘイトスピーチをなくすための法律・選挙権が18歳以上に
		2019年	アイヌ民族を先住民族と法律で定める

③ 問いの答えの例

日本国憲法は、個人の尊厳を土台に、平等権・自由権・社会権を保障し、参政権や請求権で人権を確実に守るしくみをつくっています。人権どうしがぶつかるときは公共の福祉で調整され、国民には三大義務があります。社会の変化にあわせて新しい人権も主張され、世界でも条約で人権が守られています。

確認問題① 平等権・共生社会・自由権

答えと解説は19・20ページ（10枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 すべての人が平等にあつかわれるために、について答えなさい。【2ページ】

日本国憲法第14条は、「すべて国民は、(A)の下に平等であつて、人種、(B)、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。(A) (B)にあてはまる語を、語群から選びなさい。

ア 法 イ 信条 ウ 才能 エ 国

- (1) (A) _____ (2) (B) _____
- (3) 第14条にある「門地」の意味として正しいものを選びなさい。 ア 出身地 イ 年れい ウ 家から _____
- (4) ○か×を書きなさい。第24条によると、結婚は、親の同意が無いと成立しない。 _____
- 次の差別の説明として正しいものを、ア〜ウから選びなさい。
- ア 北海道などに古くから住む民族の文化や言葉が、明治時代の同化政策で失われかけた
- イ 江戸時代の身分制度の影響で、特定の地域の出身者が差別されてきた
- ウ 朝鮮半島を植民地として支配していた時代に移り住んだ人々とその子孫への差別
- (5) 在日韓国・朝鮮人への差別 _____ (6) 部落差別（同和問題） _____
- (7) アイヌ民族への差別 _____
- (8) 特定の民族への差別的な言動を何といいますか。 _____

2 女性・障がいのある人とともに生きる、について答えなさい。【3ページ】

次の説明にあてはまる法律を、語群から選びなさい。

ア 男女雇用機会均等法 イ 男女共同参画社会基本法 ウ 障害者差別解消法

- (1) 障がいを理由にした差別を禁止し、必要な配慮を求める。 _____
- (2) 家庭・地域・政治など社会のあらゆる分野で、男女が対等に責任を分かち合う社会をめざす。 _____
- (3) 会社が人を雇ったり昇進させたりするとき、性別による差別をしてはならない。 _____
- 次のア〜オを、バリアフリーとユニバーサルデザインに分けなさい。
- ア 点字ブロックを敷く イ シャンプーの容器にきざみをつける ウ 段差をなくす
- エ 大きく見やすい表示にする オ 言葉や年れいがちがってもだれでも分かる絵文字の案内をつける
- (4) バリアフリーにあたるものをすべて選びなさい。 _____
- (5) ユニバーサルデザインにあたるものをすべて選びなさい。 _____
- (6) 障がいの有無などにかかわらず、だれもが社会の一員としてともに参加し、支え合うことを何といいますか。 _____
- (7) バリアフリーとユニバーサルデザインのちがいを、「取りのぞく」「はじめてから」の2つの語を使って書きなさい。 _____

3 自由を守る権利、について答えなさい。【4・5ページ】

ア 思想・良心の自由 イ 奴隷的拘束・苦役からの自由 ウ 居住・移転・職業選択の自由 エ 集会・結社・表現の自由
オ 拷問や残虐な刑罰の禁止 カ 財産権 キ 信教の自由 ク 学問の自由

- (1) 精神の自由にあたるものをすべて選びなさい。 _____
- (2) 身体の自由にあたるものをすべて選びなさい。 _____
- (3) 経済活動の自由にあたるものをすべて選びなさい。 _____
- (4) 国が特定の宗教を支えたり、宗教的な活動をしたりしないことを何といいますか。 _____
- (5) 国が、発表の前に中身を調べて禁じることを何といいますか。 _____
- (6) 大日本帝国憲法では、自由は（ ）の範囲内でしか認められませんでした。（ ）にあてはまる語を選びなさい。 ア 国会 イ 法律 ウ 軍隊 _____
- (7) 現行犯以外の場合に、逮捕するために裁判官が出す書類を何といいますか。 _____

確認問題② 社会権・参政権と請求権・公共の福祉と国民の義務

4 人間らしい生活を守る権利、について答えなさい。【6・7ページ】

- (1) 「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を何といいますか。 _____
- (2) 生活に困っている人に、国が最低限度の生活を保障する制度を何といいますか。 _____
- (3) 社会権にあたらないものを選びなさい。
ア 教育を受ける権利 イ 選挙権 ウ 勤労の権利 エ 労働基本権 _____
- 次にあてはまる権利の名前を書きなさい。
- (4) 労働組合をつくる権利 _____ (5) 労働組合が会社と話し合う権利 _____
- (6) 要求を通すために、ストライキなどをする権利 _____
- (7) 自由権は18世紀に認められたのに対し、社会権が認められたのは何世紀ですか。 _____

5 政治に参加し、人権を取りもどす権利、について答えなさい。【8ページ】

- (1) 選挙権は、何歳以上の国民に認められていますか。 _____
- 次の被選挙権の年齢を書きなさい。
- | 被選挙権 | 年齢 |
|-------|-----------|
| 衆議院議員 | (2) _____ |
| 参議院議員 | (3) _____ |
- (4) 最高裁判所の裁判官がふさわしいかどうかを、国民が審査する制度を何といいますか。 _____
- (5) 国の役人が法律に反して、ある人の財産を取り上げ、その人が損害を受けた。この人が国に賠償を求める権利を何といいますか。 _____
- (6) 犯人と疑われて長い間とらえられていたが、のちに裁判で無罪が決まった。この人が国に補償を求める権利を何といいますか。 _____
- (7) 国や地方公共団体に、要望を伝える権利を何といいますか。 _____

6 人権の制限と国民の義務、について答えなさい。【9・10ページ】

- 次の例で制限されている権利の名前を書きなさい。
- | 制限の例 | 制限される権利 |
|---------------------------------------|-----------|
| 医師や弁護士は、国の資格が無いと、その仕事につけない | (1) _____ |
| 道路や空港をつくるために、正当な補償のもとで土地を提供してもらうことがある | (2) _____ |
| 公務員は、ストライキが禁止されている | (3) _____ |
| 他人の名誉やプライバシーを傷つける表現は、許されない | (4) _____ |
- (5) ○か×を書きなさい。経済活動の自由は、精神の自由よりも、公共の福祉による制限を受けにくい。 _____
- (6) 国民の三大義務を3つとも書きなさい。 _____
- (7) 働くことについての義務の説明として正しいものを選びなさい。
ア 働ける人は働こうという意味 イ だれもが無理に働かなければならないという意味 _____
- (8) 公共の福祉はどのような働きをしますか。「人権」「ぶつかる」「調整」の3つの語を使って書きなさい。

確認問題③ 新しい人権・世界の人権・まとめ

7 社会の変化と新しい権利、について答えなさい。【11・12ページ】

次の場面で主張できる権利を、語群から選びなさい。 ア 環境権 イ 自己決定権 ウ 知る権利 エ プライバシーの権利

- (1) 臓器を提供するかどうかを、自分の考えで決めて、カードに意思を示しておきたい。 _____
- (2) 近所に大きな工場ができるので、住民の日当たりやささいな空気を守ってほしい。 _____
- (3) 町が進めている工事の計画書を、役所で見せてほしい。 _____
- (4) 通信販売で買い物をしたときに書いた住所が、知らないうちに別の会社に知らされていた。 _____
- (5) 大きな開発をする前に、環境への影響を調べる制度を何とといいますか。 _____
- (6) 医師から十分な説明を受け、同意してから治療を受けることを、カタカナで何とといいますか。 _____
- (7) 新しい人権のよりどころとされる、幸福追求権を定めた条文を選びなさい。 ア 第9条 イ 第13条 ウ 第25条 エ 第30条 _____
- (8) 新しい人権が主張されるようになったのはなぜですか。「社会の変化」「憲法」の2つの語を使って書きなさい。

8 世界の人権、について答えなさい。【13ページ】

- (1) 世界人権宣言と国際人権規約について、正しいものを選びなさい。
ア 宣言は条約で、結んだ国には守る義務がある
イ 規約は条約で、結んだ国には守る義務がある
ウ 規約は人権の目標を示すもので、守る義務は無い _____
- (2) 生きる・育つ・守られる・参加する権利を保障する条約を何とといいますか。 _____
- (3) 女性への差別をなくすための、1979年の条約を何とといいますか。 _____
- (4) (2)の条約が保障する権利として、あてはまらないものを選びなさい。
ア 生きる権利 イ 育つ権利 ウ 参加する権利 エ 税金を納めない権利 _____
- (5) 人権を守るために国をこえて活動する民間の団体を、アルファベット3字で何とといいますか。 _____

9 人権のまとめ、について答えなさい。【10・14ページ】

次の場面で守られている権利を、語群から選びなさい。 ア 平等権 イ 自由権 ウ 社会権 エ 参政権 オ 請求権 カ 新しい人権

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| (1) 病気で働けなくなり、生活保護を受けた _____ | (2) 役所の情報を調べるよう求めた _____ |
| (3) 性別を理由に昇進できなかった _____ | (4) 選挙で、支持する人に投票した _____ |
| (5) 仲間と集会を開いて、考えを話し合った _____ | (6) 裁判所に訴えて、公正な裁判を受けた _____ |

次は、14ページのステップチャートの一部です。(A) (B) にあてはまる語を書きなさい。

① (B) を土台に、だれもが平等にあつかわれる (平等権)

↓ (2)~(4)は省略 ↓

⑤ 人権どうしがぶつかったら、(A) で調整し、国民は義務を果たす

- (7) (A) _____ (8) (B) _____
- (9) 次のア～エを、年代の古い順に並べなさい。 ア 日本国憲法の公布 イ 男女雇用機会均等法 ウ 国際人権規約
エ 障害者差別解消法 _____

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

平等権（2・3ページ）

第14条・第24条	法の下での平等（人種・信条〈考え方や信じる宗教〉・性別・社会的身分・門地〈家がら〉で差別されない）／結婚は両性の合意にもとづく
今も残る差別	部落差別（江戸時代の身分制度・2016年の法律）／アイヌ民族（先住民族・同化政策・1997年 アイヌ文化振興法・2019年 先住民族と定める）／在日韓国・朝鮮人（ヘイトスピーチ・2016年の法律）
男女・障がい	男女雇用機会均等法（1985年・働く場）／男女共同参画社会基本法（1999年・あらゆる分野）／障害者差別解消法（2013年）
ともに生きる	共生社会＝ちがいを認め合い、ともに生きる。インクルージョン＝だれもがともに参加し支え合う。バリアフリー＝あとから取りのぞく／ユニバーサルデザイン＝はじめてから、だれもが使いやすく

自由権（4・5ページ）

自由権	国から不当にしばられない権利（国家からの自由）。大日本帝国憲法では法律の範囲内でしか認められなかった
精神の自由	思想・良心（19条）、信教（20条・政教分離）、集会・結社・表現（21条・検閲の禁止）、学問（23条）
身体の自由	奴隷的拘束・苦役からの自由（18条）、法律の定める手続き（31条）、令状（33条）、拷問・残虐な刑罰の禁止（36条）、自白の強要の禁止（38条）
経済活動の自由	居住・移転・職業選択（22条）、財産権（29条）

社会権（6・7ページ）

社会権	人間らしい生活を国に保障してもらふ権利（国家による保障）。19世紀の貧富の差・労働問題 → 20世紀のワイマール憲法（1919年）
4つの柱	生存権（25条「健康で文化的な最低限度の生活」・生活保護）／教育を受ける権利（26条・義務教育は無償）／勤労の権利（27条）／労働基本権（28条）
労働三権	団結権（労働組合をつくる）・団体交渉権（会社と話し合う）・団体行動権（争議権）（ストライキなど）。公務員はストライキが禁止

参政権・請求権・公共の福祉・国民の義務（8～10ページ）

参政権	選挙権18歳以上、被選挙権（衆議院議員・市町村長・地方議会議員25歳以上／参議院議員・都道府県知事30歳以上）、国民審査、国民投票
請求権・請願権	裁判を受ける権利（32条）、国家賠償請求権（17条）、刑事補償請求権（40条・無罪になったとき）／請願権（16条・要望を伝える）
公共の福祉	社会全体の利益・幸福。人権どうしがぶつかったときに調整（12条・13条）。制限の例：表現の自由・職業選択の自由・財産権・労働基本権。経済活動の自由は制限を受けやすい
三大義務	子どもに普通教育を受けさせる義務（26条）・勤労の義務（27条）・納税の義務（30条）

新しい人権・国際社会と人権（11～13ページ）

新しい人権	憲法にはっきり書かれていないが、社会の変化とともに主張。よりどころは第13条（幸福追求権）など
4つの権利	環境権（日照権・環境アセスメント）／自己決定権（インフォームド・コンセント）／知る権利（情報公開制度）／プライバシーの権利（個人情報保護法）
国際社会	1948 世界人権宣言（義務なし）→ 1966 国際人権規約（条約・義務あり）→ 1979 女子差別撤廃条約 → 1989 子ども（児童）の権利条約。NGO＝非政府組織

合言葉

「差別は、法の下での平等に反する」／「自由権は国から自由、社会権は国が保障」／「団結・交渉・行動の労働三権」／「ぶつかったら、公共の福祉で調整」／「宣言は目標、規約は約束」

確認問題の答えと解説

1【2ページ】

- (1) ア (2) イ (3) ウ (4) ×
(5) ウ (6) イ (7) ア (8) ヘイトスピーチ

第14条は「法の下に平等」で、人種・信条（考え方や信じる宗教）・性別・社会的身分・門地（家がら）で差別されないと定める。第24条は、結婚は両性の合意にもとづくので、親の同意が無いと成立しないは誤り。部落差別は江戸時代の身分制度の影響、アイヌ民族は北海道などの先住民族で明治時代の同化政策、在日韓国・朝鮮人は植民地支配の時代に移り住んだ人々とその子孫。【2】

2【3ページ】

- (1) ウ (2) イ (3) ア (4) ア・ウ (5) イ・エ・オ
(6) インクルージョン

(7) (例) バリアフリーは今あるさまたげをあとから取りのぞくことで、ユニバーサルデザインははじめから、だれもが使いやすいように考えることである。
障がい＝障害者差別解消法、あらゆる分野＝男女共同参画社会基本法、働く場＝男女雇用機会均等法。点字ブロックと段差をなくすのは、あとから取りのぞくのでバリアフリー。容器のきざみ・大きく見やすい表示・絵文字の案内は、はじめから考えるのでユニバーサルデザイン。(7)の採点のめやす：「取りのぞく」「はじめから」の語が入っていれば正解。【3】

3【4・5ページ】

- (1) ア・エ・キ・ク (2) イ・オ (3) ウ・カ
(4) 政教分離 (5) 検閲 (6) イ (7) 令状

心の中や考えを表す自由が精神の自由、からだをしばられない自由が身体の自由、住む場所・仕事・財産の自由が経済活動の自由。信教の自由から政教分離が導かれ、表現の自由（第21条）では検閲が禁止される。大日本帝国憲法の自由は、法律の範囲内でしか認められなかった。現行犯以外は、裁判官が出す令状が無ければ逮捕されない（第33条）。
【4・5】

4【6・7ページ】

- (1) 生存権 (2) 生活保護 (3) イ
(4) 団結権 (5) 団体交渉権 (6) 団体行動権（争議権） (7) 20世紀

第25条の生存権を保障するため、国は生活保護などの制度を整える。社会権は生存権・教育を受ける権利・勤労の権利・労働基本権の4つで、選挙権は参政権。労働三権は団結権・団体交渉権・団体行動権。自由権は18世紀、社会権は20世紀（ワイマール憲法）に認められた。【6・7】

5【8ページ】

- (1) 18歳以上 (2) 25歳以上 (3) 30歳以上 (4) 国民審査
(5) 国家賠償請求権 (6) 刑事補償請求権 (7) 請願権

被選挙権は衆議院議員が25歳以上、参議院議員が30歳以上で、選挙権（18歳以上）と数がちがう。(5) 役人の不法な行為による損害は国家賠償請求権、(6) 無罪になったときは刑事補償請求権。要望を伝える権利は請願権（第16条）。【8】

6【9・10ページ】

- (1) 職業選択の自由 (2) 財産権 (3) 団体行動権（労働基本権も正解） (4) 表現の自由 (5) ×
(6) 子どもに普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務 (7) ア
(8) (例) 人権が、ほかの人の人権とぶつかったときに、調整する働きをする。

経済活動の自由は、ほかの人の生活・安全・財産とぶつかりやすいので、精神の自由よりも制限を受けやすい（(5)は×）。三大義務は第26条・第27条・第30条。勤労の義務は、働ける人は働こうという意味。(8)の採点のめやす：「人権」「ぶつかる」「調整」の語が入っていれば正解。【9・10】

7【11・12ページ】

(1) **イ** (2) **ア** (3) **ウ** (4) **エ**

(5) **環境アセスメント（環境影響評価）** (6) **インフォームド・コンセント** (7) **イ**
(8) (例) **社会の変化で、憲法にはっきり書かれていない問題が生まれ、それを守る権利が必要になったから。**

自分で決めて意思を示す＝自己決定権、日当たりや空気＝環境権、役所の情報＝知る権利、個人の住所の流出＝プライバシーの権利。新しい人権は第13条（幸福追求権）などをよりどころにする。(8)の採点のめやす：「社会の変化」「憲法」の語が入っていれば正解。【11・12】

8【13ページ】

(1) **イ** (2) **子ども（児童）の権利条約** (3) **女子差別撤廃条約** (4) **エ** (5) **NGO**

世界人権宣言は目標を示す宣言で守る義務は無く、国際人権規約は条約なので結んだ国には守る義務がある。子ども（児童）の権利条約は、生きる・育つ・守られる・参加する権利を保障する。【13】

9【10・14ページ】

(1) **ウ** (2) **カ** (3) **ア** (4) **エ** (5) **イ** (6) **オ**

(7) **公共の福祉** (8) **個人の尊重**

(9) **ア → ウ → イ → エ**

生活保護は社会権、役所の情報を求めるのは知る権利（新しい人権）、昇進の差別は平等権、投票は参政権、集会を開いて話し合うのは自由権、裁判を受けるのは請求権。ステップチャートでは、個人の尊重が土台、ぶつかったら公共の福祉で調整。年代は1946年→1966年→1985年→2013年。【10・14】